



寒川町一般廃棄物処理基本計画 概要版

捨てる前の一呼吸
「もったいない」から始めよう

令和6年（2024年）3月
寒川町

計画改定における基本的な考え方

1. 計画改定の趣旨

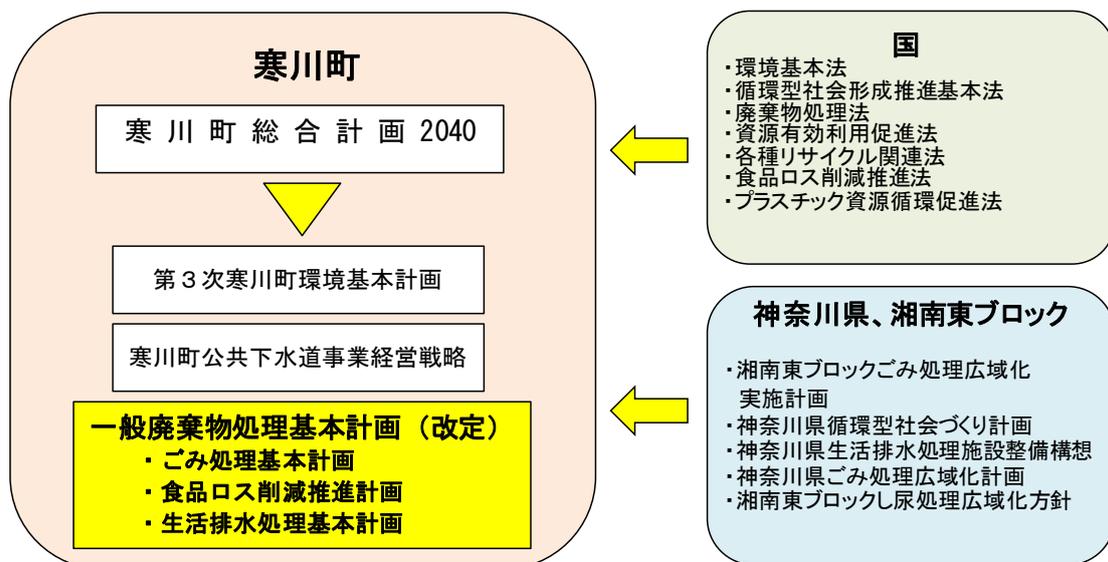
本計画は、現行計画策定から5年を経て、ごみ処理に関する環境の変化や、令和2年（2020年）初頭に始まった新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化、国及び神奈川県内の各種計画の改定等を考慮し改定するもので、本町における循環型社会の構築、3R+Renewableの推進、また生活排水の適正処理等の目標を達成することを目指すものとします。

※3R+Renewableとは、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRに、リニューアブル（再生可能な資源に替える）を加えた総称です。

2. 計画の枠組み

1) 計画の位置づけ

本計画の位置付けは、「寒川町総合計画2040」、「第3次寒川町環境基本計画」、国、神奈川県及び湘南東ブロックの各種計画との整合を図っています。



2) 計画の期間

本計画は、令和6年（2024年）度を計画初年度、令和10年（2028年）度を中間目標年度とし、令和14年（2032年）度を計画目標年度とします。

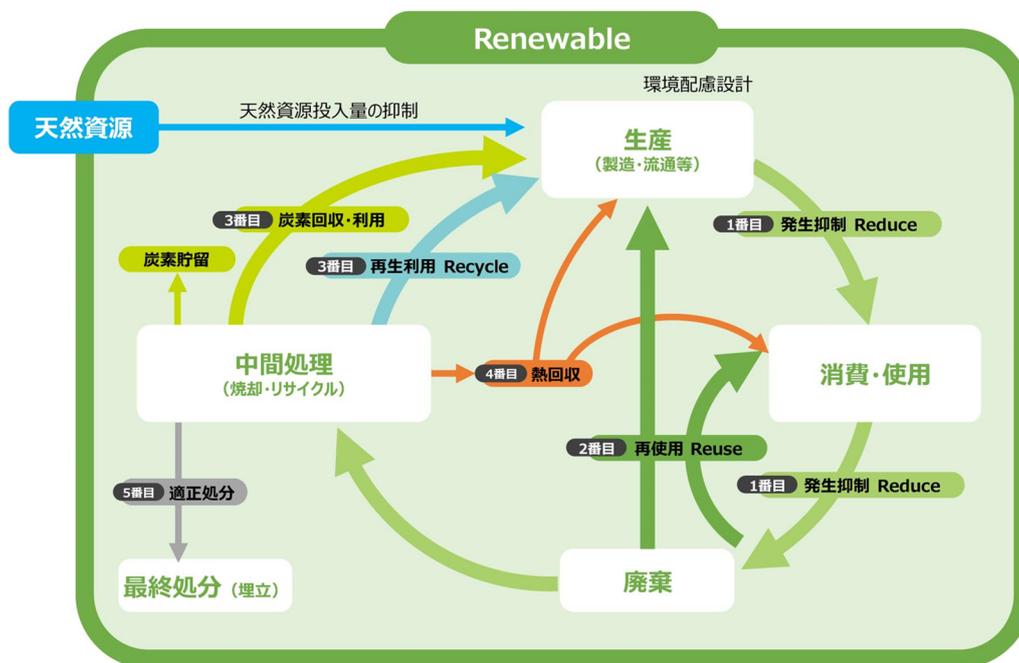


本町のごみ減量化、資源化啓発
キャラクター「ゴミ野ゲンゾウ」です。



1. ごみ処理の基本方針

循環型社会の構築



(資料：令和5年度 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

◆町民、事業者、町の三者協働（基本理念）

【町民・事業者・町の役割】

町民	事業者	町
ごみを減らし資源とする、環境にやさしい生活を積極的に行い、町の取り組みに協力します。	環境に配慮した事業活動を展開し、排出されるごみの減量化、資源化を行い、町の取り組みに協力します。	さまざまな取り組みを推進するとともに、町民及び事業者との協働のための基盤を構築します。

○3R+Renewableの推進 ○廃棄物の適正処理の推進
(基本方針)

◆取り組みの柱

- 1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）+リニューアブルの推進
- 2 ごみの適正管理・適正処理

2. 減量化・資源化の目標

計画では、国及び神奈川県目標値を参考とし、以下のとおり設定します。

項目	令和3年(2021)度 (現状)	令和10年(2028)度 (中間目標年度)	令和14年(2032)度 (計画目標年度)
人口	48,999人	47,696人	46,980人
一人1日当たり ごみ排出量	753g	752g	739g
一人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源物を含む)	604g	579g	565g
リサイクル率	29.0%	28.7%	29.0%
年間総排出量	13,469t	13,085t	12,680t
最終処分量	458t	428t	412t

※人口予測は、寒川町人口ビジョンを参照しています。

※リサイクル率が中間年度で減少していますが、これは令和3年度の事業系ごみ実績値が過去6年間で最も低く、本計画の基になっており湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の令和3年度予測値と比べ、大幅に少ない数値であり、資源物量も湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画予測値に比べ、令和3年度が突出してしまっているためです。

3. ごみ処理の現状及び予測

【ごみ排出量】

令和3年(2021)度(実績)のごみ排出量は、13,469 t (1人1日当たり753g)でした。

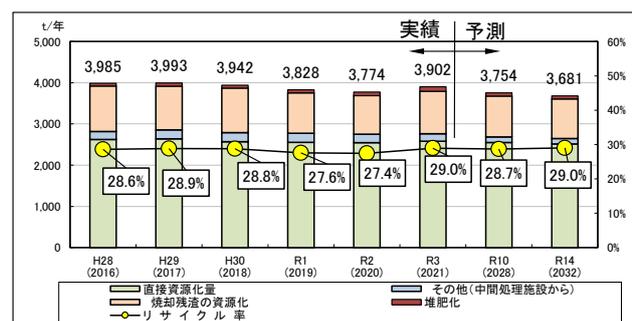
将来のごみ排出量は、令和14年(2032)年度では12,680 t (令和3年(2021)年度に比べて約6%の削減)、1人1日当たりでは739g (令和3年(2021)年度に比べて約2%の削減)と推定されます。これは家庭系ごみの収集方法の見直しの実施や、食品ロスの推進など各種排出抑制策の取組によるものです。



【資源化量及びリサイクル率】

令和3年(2021)度(実績)の資源化量は、3,902 t (リサイクル率29.0%)でした。

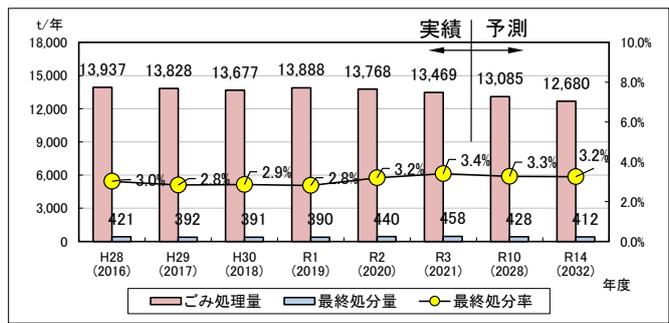
令和14年(2032)年度は、3,681 t (リサイクル率29.0%)と推定されます。



【最終処分量及び最終処分率】

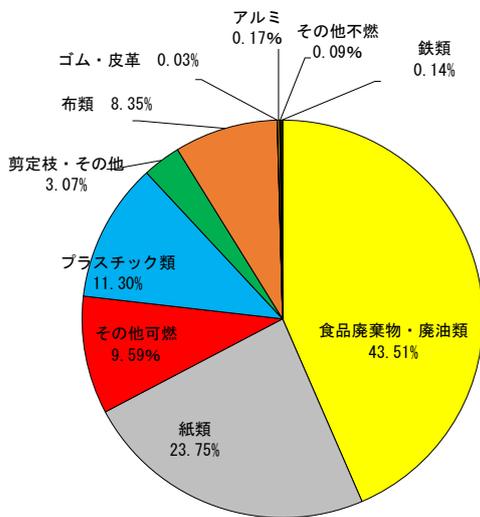
令和3年(2021年)度(実績)の最終処分量は、458t(最終処分率3.4%)でした。

令和14年(2032年)度は、412t(最終処分率3.2%)と推定されます



【ごみの組成分析調査結果(重量割合)】

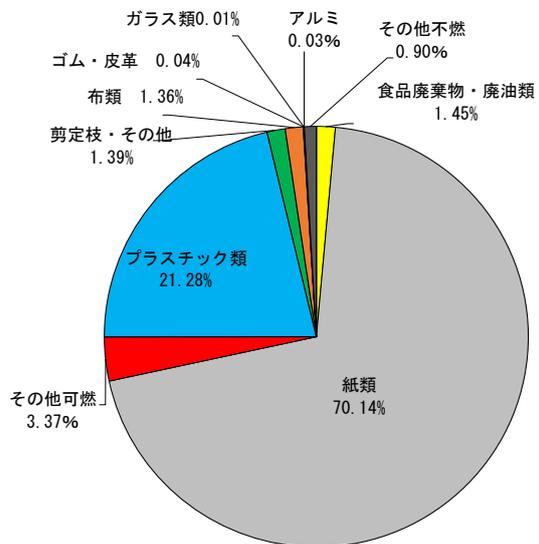
家庭系可燃ごみ



家庭系可燃ごみに含まれる直接廃棄(手付かず食品)の例



事業系可燃ごみ



事業系可燃ごみに含まれる直接廃棄(手付かず食品)の例



4. 町民・事業者が行う具体的取り組み

町民・事業者の皆様実践して頂く、主な取り組みを以下に示します。

【町民の取り組み】

- 買い物時にはリデュースを実践しましょう
- 生ごみの減量を心がけましょう
- 食品ロスをなくしましょう
- 資源物は適切に出すことを心がけましょう
- ごみ集積所は適切に利用しましょう
- 不要なカタログ類の配送を断りましょう
- 長持ちする製品の購入を心がけましょう
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用しましょう
- 資源物は必ず分別して出しましょう
- 家電製品の適切な処理を行いましょ
- 出かけるときは、マイボトル等を持参しましょう
- 捨てる前に修理を考えましょう
- 詰替用品の購入を心がけましょう



【事業所の取り組み】

- ごみ処理に関する計画を策定しましょう
- 毎月のごみ量を把握しましょう
- 食品廃棄物の削減を心がけましょう
- リユース可能なものは、リユースを心がけましょう
- ごみの分別の徹底を心がけましょう
- レジ袋の削減や過剰包装を行わないように努めましょう
- 家庭系ごみとして排出しないように適正に処理しましょう
- ごみ処理に関する従業員教育を進めましょう
- ごみの分別や減量化に関する自社の取り組みをPRしましょう



5. ごみ処理計画

収集・運搬計画

- 分別の区分ごとに、収集形態、収集回数、収集体制、収集・運搬量などについて検討し、経済的、効率的な収集・運搬を実施します。
- 資源物置場の廃止（ごみ集積所に統合）、びん・かん・ペットボトルの収集回数の変更、剪定枝、スプレー缶の収集日を設けるなど収集方法の見直しを行います。
- 収集を効率的に行うため、可燃粗大ごみを廃止し、可燃ごみとの統合を進めます。可燃用の指定収集袋を不燃ごみと兼用し、サイズ等についても特大を加えた4種類のサイズのバイオマス含有袋の導入を検討しています。

中間処理計画

□可燃ごみ・可燃粗大ごみ

今後も茅ヶ崎市への委託処理を継続していくことから、焼却量の削減に努めます。収集を効率的に行うため、可燃粗大ごみを廃止し、可燃ごみとの統合を進めます。

□不燃ごみ・大型ごみ・特別大型ごみ

不燃ごみも平成 27 年（2015 年）度以降、茅ヶ崎市へ処理を委託しています。令和 8 年（2026 年）度より、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設が稼働開始します。

中間処理を効率的に行うため、令和 7 年（2025 年）度以降、不燃ごみのサイズを茅ヶ崎市と同様とします。（80 cm×50 cm×50 cm以下を 50 cm×50 cm×50 cm以下に変更）

□資源物

平成 24 年（2012 年）4月に稼働を開始した寒川広域リサイクルセンターでの適正な処理を推進します。

処理対象：びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装

保 管：直接搬入された古紙類及び衣類布類、廃食用油、金属類

平成 25 年（2013 年）度より、公共施設のボックス回収により小型家電の回収を行っており、平成 29 年（2017 年）度からは蛍光灯、水銀式体温計、水銀式血圧計も資源物として回収しています。

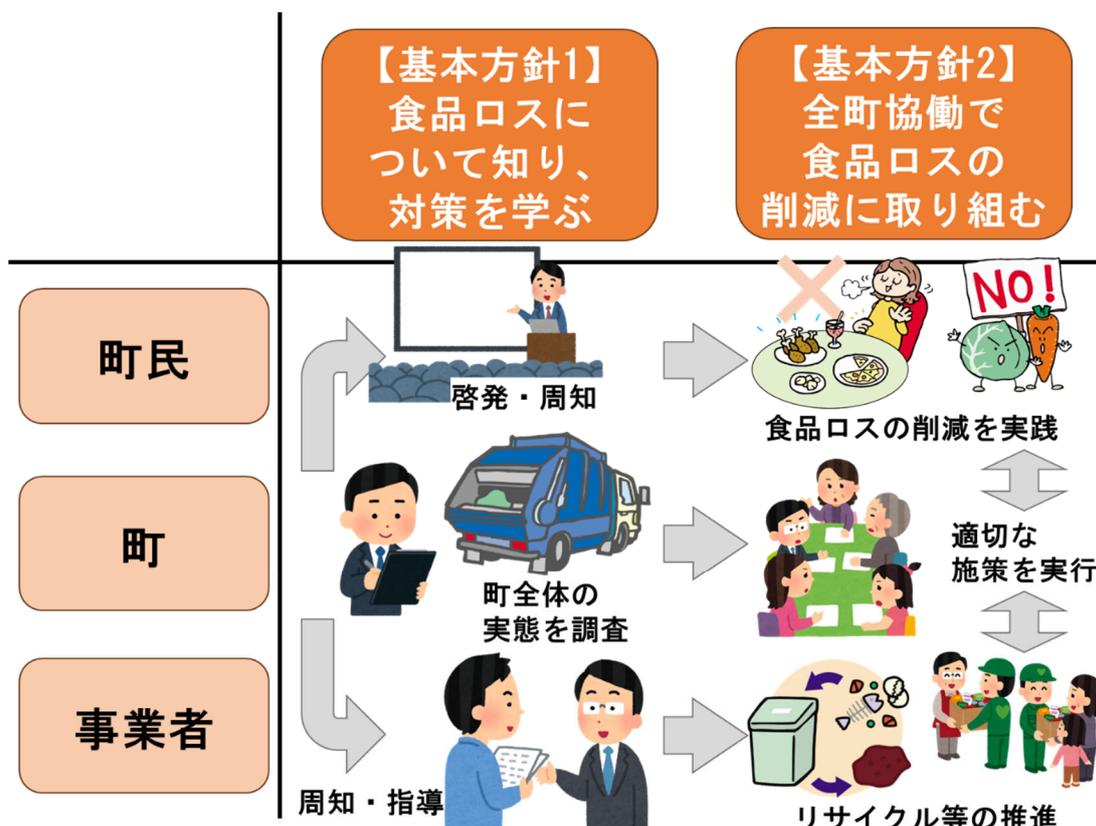
また、剪定枝の分別回収と資源化の検討をするとともに、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律に基づくプラスチック製品の分別回収・資源化に向け、検討を進めます。

最終処分計画

最終処分委託先においては長期的には、処分場の逼迫が考えられることから、埋立処分量や運搬に伴う環境負荷を軽減するため、ごみの排出量削減への取り組みを行うとともに、焼却灰の資源化を推進します。

第2編 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減推進計画の基本方針



2. 食品ロス量の削減目標

食品ロスの削減について、目標を設定します。

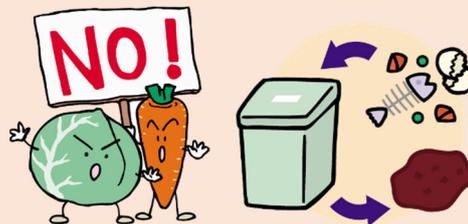
項目	目標内容
家庭系食品ロス削減目標	令和14年(2032年)度(計画最終年度)までに、49.1g/1人1日以下にする
事業系食品ロス削減目標	事業系食品ロスの減少傾向をより強めるため、各事業者が積極的な取り組みを行う

3. 町民・事業者・町の役割と取り組み

町民の皆様実践して頂く主な取り組みと町の取り組みを以下に示します。

【町民の取り組み】

- 食品ロスについて学びましょう
- 食材・食品の買いすぎに気を付けましょう
- 食べ残しを減らしましょう
- 食品ロスの排出を減らしましょう



【事業者の取り組み】

- 排出の実態を把握しましょう
- 事業に応じた対策を立てましょう
- 食べ残しに注意しましょう
- 3010 運動に協力しましょう
- フードバンク、フードドライブ及びフードパントリーに積極的に協力しましょう
- 食品リサイクルを心がけましょう



【町の取り組み】

- 食品ロスの実態を調査し、皆様にお知らせします
- 食品ロス削減目標の達成に向け、施策を着実に実施します
- さまざまな媒体を活用し、食品ロスの啓発に努めます

第3編 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の基本方針

町民、事業者、町の三者協働（基本理念）

生活排水に起因する水質汚濁の軽減
公共用水域の水質改善を図り、快適な水辺環境を目指す
（基本方針）

- ◆取り組みの柱
1. 下水道整備の推進と接続の推進
 2. 小出川を中心とした河川水質の改善・監視強化
 3. 水辺を中心とした環境美化の推進

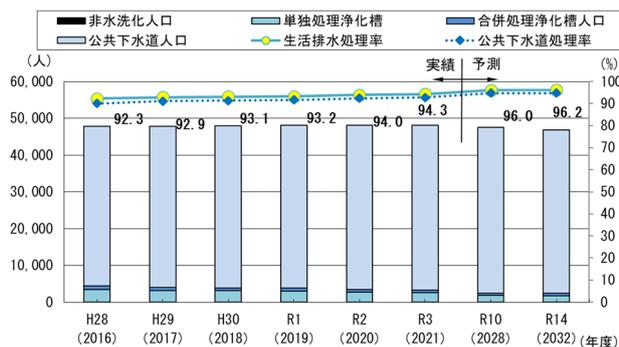
2. 生活排水処理の目標

本町では、下水道整備区域内の水洗化の向上を図り、合併処理浄化槽も含めた生活排水処理率を令和10年（2028年）度で96.0%、令和14年（2032年）度で96.2%と定めます。

項目	令和3年(2021年)度 (実績)	令和10年(2028年)度 (中間目標年度)	令和14年(2032年)度 (計画目標年度)
生活排水処理率	94.3%	96.0%	96.2%

3. 生活排水処理の現状及び予測

令和3年（2021年）度の生活排水処理率は、94.3%、令和14年（2032年）度は96.2%と推定されます。なお、し尿と浄化槽汚泥の処理量は、令和3年（2021年）度でし尿492kℓ、浄化槽汚泥1,877kℓでした。令和14年（2032年）度は、し尿360kℓ、浄化槽汚泥1,298kℓと推定されます。



4. 計画達成のための具体的取り組み

本計画では、環境基本計画に沿った取り組みを推進することとし、以下に示します。

- ① 未整備区域の下水道整備の推進
- ② 未接続家庭等への公共下水道への接続の推進
- ③ 目久尻川、小出川の水質（定期調査）の実施
- ④ 小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討
- ⑤ 河川美化キャンペーンの実施
- ⑥ 目久尻川クリーン作戦及び小出川クリーン作戦の実施（さむかわエコネット主催）
- ⑦ まちぐるみ美化運動の実施

5. 生活排水処理計画

収集・運搬計画

□し尿及び単独・合併処理浄化槽の収集、運搬は、現在と同じ形態とします。
将来は、生活排水処理率の向上に伴い、汲み取りし尿及び単独処理浄化槽汚泥量は減少しますので、状況に応じ効率的かつ円滑な収集体制を構築することとします。

中間処理計画

□中間処理は、令和 13 年（2031 年）度までは、現行のとおり寒川町美化センターにて処理します。
将来は、生活排水処理率の向上に伴い、汲み取りし尿及び単独処理浄化槽汚泥量は減少しますので、湘南東ブロックとして、し尿処理施設を集約化する令和 14 年（2032 年）度に向けて、これに対応できる適正処理を確立していきます。

最終処分計画

□浄化槽汚泥は適切な方法で再生、有効利用することは、省資源・省エネルギーに大きく貢献します。脱水残渣はできる限り再利用を進めていきます。

今わたしたちに出来ること あなたに続けてほしいこと

3R



Renewable

Renewable
(リニューアブル):
再生可能な資源に
替える

+

3R+Renewable を
推進しよう！



寒川町ごみ減量化・資源化啓発キャラクター
ゴミ野ゲンソウ

寒川町一般廃棄物処理基本計画 概要版

令和6年(2024年)3月

寒川町 発行

環境経済部 環境課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

電話:(0467) 74-1111 FAX:(0467) 74-1385